

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームなごみ」運営規定

（趣旨）

第一条

この規定は、介護保険法及び認知症対応型共同生活介護事業所の人員、施設並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）とその他関係法令通知の定めるほか、医療法人みらい会（以下「当法人」という。）が設置経営する認知症対応型共同生活介護事業所グループホームなごみ（以下「当事業所」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

（事業所の目的）

第二条

- 1、当事業所は、認知症対応型共同生活介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づいて、比較的安定した認知症の状態にある要介護者（認知症に伴って著しい精神症状を呈する者、認知症に伴って著しい行動異常がある者及びその認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対して、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。
- 2、当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場立ってケアプランの提供に努めます。
- 3、当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに市町村や居宅介護支援事業者、他グループホームその他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 4、地域密着型介護サービス事業者として、当事業所を利用できる方は、平川市に在住する方、若しくは平川市に住民票のある方に限ります。（平成 18 年 4 月以前に入所した他市町村の方は除外します。）

（運営方針）

第三条

- 1、当事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、共同生活を妥当かつ適切に行います。
- 2、当事業所は、そのサービスの提供に当たっては認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- 3、当事業所の従業者は、サービスの提供に当たり懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、共同生活介護上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。

- 4、当事業所は、利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急時にやむを得ず身体拘束する場合においても、家族に説明同意の上、医師の指示のもとに行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録します。
- 5、当事業所は、自ら提供するサービスの質について自己評価を行うとともに、外部団体による外部評価を行い、常に運営改善を図ります。（運営推進会議を年 6 回以上開催で、隔年で外部評価を実施。6 回以下で年 1 回の外部評価の開催）

（事業所の名称及び所在地）

第四条

当事業所の名称及び所在地は以下の通りです。

（Ⅰ）名称　：グループホームなごみ

（Ⅱ）所在地：青森県平川市柏木町藤山 30-35

（従業員の職種及び員数）

第五条

当事業所における従業員の職種・員数及び職務内容は、別表第一の通りとします。

（利用定員）

第六条

当事業所の利用定員は、1 ユニットを 9 名とし、2 ユニット 18 名を定員とします。

（利用者に対する介護サービスの内容）

第七条

当事業所は、利用者に対し次に掲げる介護サービスの提供を行います。

- 1、当事業所の運営する認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業員の員数は、事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜勤時間帯以外の時間帯で認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従事者を、その共同生活住居の利用者が 3 又はその端数が増すごとに 1 人以上とします。また、夜間の時間帯を通じて 1 人以上の介護従事者に夜勤勤務を行わせます。
- 2、管理者は計画作成担当者にケアプラン作成の業務を担当させます。計画作成担当者は利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載したケアプランを作成し提供します。

- 3、計画作成担当者は、ケアプラン作成に当たり、併設する通所介護の設備を有効活用するとともに、利用者の生活習慣に基づいた多様な活動の確保に努め、利用者又はその家族に対し作成した計画の内容等について説明いたします。また、計画作成後においても他の介護従事者及び利用者が、ケアプランに基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその計画の変更を行い、利用者の便宜を図ります。
- 4、介護サービスの提供に当たっては、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じて、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭において利用者の精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行緩和を図られるように介護サービスを提供し、利用者の人格に十分配慮して実施します。
- 5、利用者の食事・家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うように努めます。利用者と介護従業者食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係を築き、家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。
- 6、利用者が自らの趣味、または嗜好に応じた活動を行うことが出来るように必要な支援を行います。また、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行します。

(利用料その他の費用の額)

第八条

- 1、当事業所の利用料は、別表第2の通り」とします。
- 2、利用料の徴収に当たっては、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとします。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第九条

- 1、利用者は日常生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるよう努力します。
- 2、利用者は、外泊又は外出しようとするときは、その都度、外泊先又は外出先、用件、外泊又は外出する期間等の予定を当事業所の管理者に届け出て、承認を受けることとします。
- 3、利用者またはその家族は、事業所内で次の行為を禁止します。
 - (1) けんか、口論、泥酔、ハラスメント等、他人に迷惑をかけること。
 - (2) 指定した場所以外での喫煙。
 - (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
 - (4) その他この規定の定めに反すること。

(非常災害対策)

第十条

- 1、当事業所は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための防災計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策として避難、救出訓練の実施等を行います。
- 2、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条に定める防火管理者が行います。
- 3、消防訓練及び避難、救出訓練は年2回実施いたします。

(その他、当事業所の運営に関する重要事項)

第十一条

- 1、当事業所は原則として、月ごとに職員の日々の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを掲示します。
- 2、当事業所は、従業員の資質向上の為、最低年2回の研修の機会を設けます。
- 3、当事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持について、これを厳守します。また、従業員は退職後これらの秘密を保持させるため、当事業所に勤務する者に対して予めその事項を盛り込んだ雇用契約書を作成し、従業員との雇用契約時に説明同意のもと、雇用契約します。
- 4、当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談の窓口として管理者及び計画作成担当者が担当するとともに、ホールに「ご意見箱」を設置し、意見の収集を行い改善に努めます。
- 5、当事業所の提供するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。当事業所では、損害賠償保険に加入しております。
- 6、当事業所は、利用者への認知症対応型共同生活介護サービスの提供に対して、ケアプラン及び提供したサービスに関する記録、緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録、基準第26条による市町村への通知に関する記録等の諸記録を整備し、その完結日より2年間保存いたします。また、利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合には、原則これに応じます。ただし、家族からの閲覧等の請求については、ご本人の同意が得られない場合には、これに応じないことがあります。
- 7、当事業所は、利用者の使用する衛生設備・食器・その他の設備、または飲用水について衛生的な管理に努めます。
- 8、当事業所は、指定居宅介護支援事業所やその従業員に対して、また介護保険被保険者に当該共同生活住居を紹介してもらう対償として、または退居する者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与は行いません。

(個人情報の保護)

第十二条

- 1、事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止)

第十三条

- 1、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。
- 2、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における虐待防止の為の指針を整備すること。
- 3、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者において、介護従業者に対し虐待防止の為の研修を定期的実施すること。
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

担当者：所長

附則

この規定は、平成16年11月1日より施行する。

平成17年6月30日付、一部改定（痴呆を認知症に読み替えの為）。

平成18年1月1日付、新市合併に伴う住所変更。

平成18年4月1日付、一部改定（地域密着型介護サービスへの移行に伴い、利用者の制限等を盛り込む）。

別表1（員数）、別表2（料金）の変更

令和3年4月1日付、虐待防止の為の措置に関する事項の追加。

令和4年7月1日付、生活機能向上連携加算・栄養管理体制加算算定に伴い料金表の変更。

令和8年6月1日付、施設利用料改定

別表 第1

職 種	資 格	常勤	非常勤	計	職 務 内 容
所長 (計画作成担当者)	介護福祉士 介護支援専門員	1 人		1 人	(所長の職務) 施設運営がスムーズに行われるように業務調整を行う他、市町村や他介護保険事業者との連携を図ります。 事業所の業務を統括管理します。また、計画作成担当者を兼務し、入所者の管理及びサービス計画の作成に従事します。
管 理 者 (ホーム主任) (計画作成担当者・介護職員兼務)	介護福祉士	1 人		1 人	(管理者の職務) 事業所の業務を統括管理します。また、計画作成担当者を兼務し入所者の管理及びサービス計画の作成に従事します。 (計画作成担当者) 利用者の心身の状況・環境等を考慮し、援助目標、具体的サービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
介護職員	看護師	人	1 人	1 人	(介護職員の職務) 利用者の日常生活の援助に従事する介護従業者のうち、1 名は3 年以上認知症高齢者の介護に従事した経験者を配置。
	准看護師	人	人	人	
	介護福祉士	7 人	人	7 人	
	その他 (介護員)	5 人	人	5 人	

別表 第2

区分	金額	備考
認知症対応型共同生活介護費	要支援 2: 745 (1490) 「2235」 要介護 1: 752 (1504) 「2256」 要介護 2: 787 (1574) 「2361」 要介護 3: 811 (1622) 「2433」 要介護 4: 827 (1654) 「2481」 要介護 5: 844 (1688) 「2532」	() 内 2 割負担者 「」 内 3 割負担者
各加算	① 初期加算: 30 (60) 「90」 / 日 ② 医療連携体制加算: 37 (74) 「111」 / 日 ③ サービス提供体制加算: 22 (44) 「66」 / 日 ④ 栄養管理体制加算: 30 (60) 「90」 / 月 ⑤ 生活機能向上連携加算: 200 (400) 「600」 / 月 ⑥ 認知症専門ケア加算: 3 (6) 「9」 / 日 ⑦ 若年性認知症利用者受入加算: 120 (240) 「360」 / 日 ⑧ 入院時費用: 246 (492) 「738」 / 日 (1 ヶ月 6 日) ⑨ 退居時相談援助加算: 400 (800) 「1200」 / 1 回 ⑩ 介護職員処遇改善加算: 22.8%	①入所後 30 日間のみ ⑤⑥⑦該当者のみ () 内 2 割負担者 「」 内 3 割負担者
食材	1 日に付き 1500 円	
家賃	一般居室 1 日に付き 600 円 特別室 (4 室) 1 日に付き 1200 円	
冷暖房	1 日に付き 500 円	
日用品費	(1) 歯ブラシ 120 円 (2) シャンプー 600 円 (3) シャンプー詰替え 500 円 (4) 洗濯洗剤 500 円 (5) 箱ティッシュ 400 円 (6) フレッサー 420 円 (7) 歯磨き粉 200 円	希望者のみ
教育娯楽費	(1) クラブ活動費 実費 (2) 行事材料費 実費	行事参加者のみ
理美容代	1 回に付き 2000 円	希望者のみ
予防接種費	(1) インフルエンザ予防接種実費 (各市町村で決められた費用) (2) 肺炎球菌ワクチン (各市町村で決められた費用)	希望者のみ
業者クリーニング代	1 k g に付き 330 円	利用した方のみ

おむつ代	(1) 尿取りパッド 25 円 (2) 夜用パッド 45 円 (3) テープ止めMサイズ 110 円 (4) テープ止めLサイズ 110 円 (5) リハビリパンツMサイズ 90 円 (6) リハビリパンツLサイズ 90 円	1 枚単位、1 袋単位で購入 できます。 家族持参も可能
電気使用量	(1) テレビ使用料（1 日に付き） 50 円 (2) 冷蔵庫使用料（1 日に付き） 70 円	テレビ・冷蔵庫を持ち込 みした場合
貸出使用料	(1) テレビ(1 ヶ月に付き) 500 円 (2) 冷蔵庫（1 ヶ月に付き） 700 円 (3) チェスト（1 ヶ月に付き） 1000 円	希望者のみ

認知症対応型共同生活介護サービスを受けている方については、その他の居宅サービスに係るサービス費用の負担は発生いたしません。